

(広報資料)

平成30年3月2日
京都市行財政局
〔資産活用推進室〕
電話 222-4119

元植柳小学校跡地の活用について

京都市では、市民の貴重な財産である学校跡地の有効活用に向け、「学校跡地の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」に基づき、民間等の事業者から長期にわたり学校跡地の敷地を全面的に活用する事業の提案を広く募集しています。

この度、元植柳小学校跡地について、植柳自治連合会から提出された要望書を踏まえ、「国内外の文化交流とまちの賑わいが生まれる施設」としての活用を進めるため、活用事業者を選定するプロポーザル実施に向けた募集要項（案）の作成に着手することとしましたので、お知らせします。

なお、プロポーザルの詳細については、改めて広報します。

記

1 元植柳小学校跡地の概要

- (1) 所在・地番 京都市下京区西洞院通花屋町下る西洞院町466番 ほか1筆
- (2) 敷地面積 4,713㎡
- (3) 都市計画上の条件等

用途地域	近隣商業地域	高度地区	15m第3種
建ぺい率	80%	景観保全	歴史遺産美観地区 (本願寺・東寺界わい景観整備地区)
容積率	300%	埋蔵文化財	一般遺跡に準じる遺跡

2 植柳自治連合会からの主な要望内容

- (1) 元植柳小学校を「国内外の文化交流とまちの賑わいが生まれる施設」として整備すること。
- (2) 隣接する植松公園など周辺地区の活用も行い、植柳学区の活性化、更には下京区の発展につなげること。
- (3) これまで行ってきた様々な自治活動等が、支障なく継続実施できること。
- (4) 地域の総合防災拠点に相応しい施設として整備し、地域住民が安心・安全に暮らせるまちづくりに資すること。

3 事業者登録

プロポーザルの応募要件として、「学校跡地の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」に定める事業者登録を行っていただく必要があります。

詳細は、以下までお問い合わせください。

(問い合わせ先)

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館6階

京都市行財政局 資産活用推進室 学校跡地活用促進担当

電話 075-222-4119

電子メールアドレス shisankanri@city.kyoto.lg.jp

<参考> 今後の学校跡地活用に係る手続の流れ

- ① 募集要項（案）の作成
- ② 第1回事業者選定委員会の開催（募集要項の策定）
- ③ プロポーザル募集開始（募集期間：3箇月程度）
- ④ 第2回以降の事業者選定委員会の開催（契約候補事業者の選定）
- ⑤ 基本協定の締結（本市と事業者の間で、今後の協議事項等について合意）
- ⑥ 事前協議会の設置
（本市，地域住民，事業者の三者で，活用計画の詳細について協議）
- ⑦ 土地の貸付契約の締結

(位置図)

